

一般社団法人愛媛県ソフトテニス連盟定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人愛媛県ソフトテニス連盟と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を愛媛県松山市に置く。

(公告の方法)

第3条 当法人の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をできない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 目的及び事業

(目的)

第4条 当法人は、ソフトテニスの普及と振興を図り、もって県民の健康増進及び豊かなスポーツ文化の振興及び社会の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第5条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) ソフトテニスの普及及び振興に関する事業
- (2) ソフトテニス大会の開催に関する事業
- (3) 各カテゴリーにおける愛媛県を代表するチームの強化及びソフトテニスの国内外の大会等への派遣
- (4) 指導者及び審判員の育成のための講習会、研修会等の開催に関する事業
- (5) ソフトテニスに関する調査研究に関する事業
- (6) 愛媛県を代表するソフトテニスの競技団体として、公益財団法人日本ソフトテニス連盟及び公益財団法人愛媛県スポーツ協会への加盟及びその構成員として必要な事業
- (7) その他当法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(会員の種別)

第6条 当法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員 愛媛県内の各種団体（企業、公共団体、教育機関等）のソフトテニス愛好者で構成する団体
- (2) 普通会員 前号の正会員に属する個人のうち、公益財団法人日本ソフトテニス連盟及び公益財団法人愛媛県スポーツ協会に登録した者
- (3) 賛助会員 当法人に協力又は支援する個人又は団体

2 設立時社員のほか、前項第1号の正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号。以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

（入会）

第7条 前条第1項第1号の正会員になろうとする者は、理事会が別に定める入会申込書により申込みをし、理事会の承認を受けなければならない。

（経費の負担）

第8条 正会員及び普通会員は、当連盟の活動に経常的に生じる費用に充てるため、社員総会において別に定める会費を支払わなければならない。

（会員の資格喪失）

第9条 正会員は、次の各号の一に該当したときは、その資格を喪失する。

（1）退会したとき。

（2）除名されたとき。

2 正会員は、理事会が別に定める退会届を提出することにより、いつでも退会することができる。

（懲戒）

第10条 正会員が次の各号の一に該当したときは、社員総会での決議を経て、その会員を懲戒することができる。

（1）当法人の定款又は理事会が定める規則に違反したとき。

（2）当法人の信用と名誉を傷つける行為をしたとき。

（3）その他の正当な事由があるとき。

2 その他懲戒に関し、必要な事項は理事会で別に定める。

第4章 社員総会

（構成）

第11条 社員総会は、正会員をもって構成する。

（権限）

第12条 社員総会は、次の事項に限り決議する。

（1）理事及び監事の選任又は解任

（2）定款の変更

（3）正会員の除名

（4）会費等の金額

（5）解散及び残余財産の処分

（6）合併、事業の全部若しくは一部の譲渡又は事業の全部の廃止

（7）前各号に定めるもののほか、一般法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項

2 前項にかかわらず、社員総会においては、第 14 条第 3 項の通知に記載又は記録された社員総会の目的である事項以外の事項は、決議することができない。

(種類及び開催)

第 13 条 当連盟の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の 2 種とする。

2 定時社員総会は、毎事業年度終了後 3 か月以内に開催する。

3 臨時社員総会は、次の各号の一に該当するときに開催する。

(1) 理事会において開催の決議がなされたとき。

(2) 総社員の 10 分の 1 以上の議決権を有する社員から、社員総会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面又は電磁的方法により、招集の請求が代表理事にあったとき。

(招集及び議長)

第 14 条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集し、議長となる。

2 代表理事は、前条第 3 項第 2 号の請求があったときは、その請求があった日から 6 週間以内の日を社員総会の日とする社員総会の招集の通知を発しなければならない。

3 社員総会を招集するときは、社員総会の日時、場所、目的である事項その他法令で定める事項を記載した書面又は電磁的方法により、社員総会の日から 1 週間前までに通知を発しなければならない。

4 代表理事に事故があるときは、理事会があらかじめ定めた順序による副会長が社員総会を招集する。

(定足数)

第 15 条 社員総会は、総社員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(議決権)

第 16 条 社員総会における議決権は、社員 1 者につき 1 個とする。

(決議)

第 17 条 社員総会の決議は、総社員の過半数を有する社員が出席し、出席した社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上が出席し、総社員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

(1) 正会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

(代理人による議決権の行使)

第 18 条 社員総会に出席できない社員は、他の社員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合、社員総会ごとに代理権を証明する書面を提出しなければならない。

2 前項の場合における前三条の規定の適用については、その社員は社員総会に出席したものとみなす。

(決議及び報告の省略)

第 19 条 理事又は社員が、社員総会の目的である事項について提案した場合において、当該提案について、社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

2 理事が社員の全員に対して社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を社員総会に報告することを要しないことにつき社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第 20 条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 代表理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第 5 章 役員

(役員を設置)

第 21 条 当法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3 名以上

(2) 監事 1 名以上

2 理事のうち 1 名を代表理事とする。

3 代表理事以外の理事のうち 10 名以内を、一般法人法第 91 条第 1 項第 2 号に規定する業務執行理事とすることができる。

4 各理事について、当該理事及び当該理事の配偶者又は 3 親等内の親族その他の当該理事と生計を一にしたり、雇用関係など特殊の関係のある者の理事の合計数は、理事の総数の 3 分の 1 を超えてはならない。

5 次のいずれかに該当する者は、理事になることはできない。

(1) 法人

(2) 一般法人法又は関連する法律に違反して刑に処せられ執行等を終え、2 年を経過しない者

(3) その他の法律に反して禁錮以上の刑に処せられ、執行等を受けることがなくなるまでの者 (刑の執行猶予中の者を除く。)

(選任)

第 22 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 前項で選定された代表理事は会長に就任する。
- 4 理事会は、その決議によって、第 2 項で選定された業務執行理事の中から、専務理事を選定することができる。ただし、専務理事は 1 名とする。
- 5 理事会は、その決議によって、業務執行理事から副会長を選任することができる。ただし、副会長は 2 名以内とする。

(理事の職務及び権限)

第 23 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、この法人の業務の執行の決定に参加する。

- 2 代表理事は、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、代表理事を補佐する。また、代表理事に事故があるとき又は代表理事が欠けたときは、理事会があらかじめ決定した順序によって、その業務執行に係る職務を代行する。
- 4 業務執行理事は、代表理事を補佐し、この法人の業務を執行する。また、代表理事及び副会長に事故があるとき又は欠けたときは、代表理事の業務執行に係る職務を代行する。
- 5 前 2 項の他、業務執行理事は、この法人の業務を分担執行する。
- 6 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度ごとに 4 か月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 24 条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。
- (2) 当法人の業務及び財産の状況を調査すること、並びに各事業年度に係る計算書類及び事業報告等を監査すること。
- (3) 必要に応じて理事に対して事業の報告を求めること。
- (4) 社員総会及び理事会に出席し、必要あると認めるときは意見を述べること。
- (5) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(役員任期)

第 25 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した理事の補欠として又は増員により選任された理事の任期は、前任者の任期又は他の在任理事の任期の満了するときまでとする。
- 3 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する

る定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

4 任期の満了前に退任した監事の補欠として選任された監事の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。

5 役員は、第 21 条第 1 項に定めた役員の員数が欠けた場合には、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 26 条 役員は、社員総会の決議によって、解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 3 分の 2 以上の議決に基づいて行わなければならない。

(報酬等)

第 27 条 役員は、無報酬とする。

2 役員は、職務の執行に要する費用の弁償をすることができる。

(取引の制限)

第 28 条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

(1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引

(3) 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

3 前 2 項の取扱いについては、第 38 条に定める理事会規則によるものとする。

(役員責任の免除)

第 29 条 当法人は、役員一般法人法第 111 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、免除することができる。

第 6 章 理事会

(構成)

第 30 条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 31 条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

(1) 社員総会の日時及び場所並びに目的である事項の決定

(2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項

(3) 前各号に定めるもののほか当法人の業務執行の決定

(4) 理事の職務の執行の監督

(5) 代表理事、業務執行理事、専務理事の選定及び解職

2 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。

(1) 重要な財産の処分及び譲受け

(2) 多額の借財

(3) 重要な使用人の選任及び解任

(4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止

(5) 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当法人の業務の適性を確保するために必要な法令で定める体制の整備

(6) 第29条の責任の免除

(招集)

第32条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、代表理事があらかじめ理事会の承認を得て指名した順序により業務執行理事が理事会を招集する。

(議長)

第33条 理事会の議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事がこれに当たる。ただし、代表理事に事故等による支障があるときは、前条第2項の規定を準用する。

(決議)

第34条 理事会の決議は、法令またはこの定款に別段の定めがあるもののほか、決議に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第35条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、決議に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りではない。

(報告の省略)

第36条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第23条第6項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 代表理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

(理事会規則)

第 38 条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める。

第 7 章 委員会

(委員会の設置等)

第 39 条 当法人の業務を執行するために、理事会は、委員会を設置することができる。

2 委員会の種類、任務及び運営に関する事項は、理事会の決議により別に定める。

第 8 章 資産及び会計

(事業年度)

第 40 条 当法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び予算)

第 41 条 当法人の事業計画書、収支予算書、その他附属書類等については、毎事業年度の開始日の前日までに代表理事が作成し、理事会の承認を受けなくてはならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第 42 条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で理事会の承認を経て、第 1 号、第 3 号、第 4 号の書類については、定時社員総会に提出し、このうち第 1 号の書類については、その内容を報告し、第 3 号、第 4 号の書類については、社員総会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告書の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 第 1 項の承認を受けた書類のほか、次の書類を事務所に 5 年間備え置き、定款及び社員名簿を備え置くものとする。

(1) 監査報告

(2) 会計監査報告

(3) 理事及び監事の名簿

(4) 運営組織及び事業活動報告の状況及びこれらに関する事項のうち重要なもの

を記載した書類

(剰余金の分配)

第 43 条 当法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第 9 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 44 条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第 45 条 当法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第 46 条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 10 章 附則

(委任)

第 47 条 この定款に定めるもののほか、当法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(特別の利益の禁止)

第 48 条 当法人は、当法人に財産の贈与若しくは遺贈する者、当法人の役員若しくは正会員又はこれらの親族等に対し、施設の利用、金銭の貸付け、資産の譲渡、給与の支給、役員等の選任、その他財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えることができない。

(定款に定めのない事項)

第 49 条 この定款に定めのない事項については、すべて一般法人法その他の法令の定めるところによる。

(最初の事業年度)

第 50 条 当法人の設立初年度の事業年度は、当法人の成立の日から令和 7 年 3 月 31 日までとする。

(設立時役員)

第 51 条 当法人の設立時役員は、次のとおりとする。

設立時理事 田坂 信一

設立時理事 越智 朗

設立時理事 尾田 裕明

設立時理事 天野 裕

設立時理事 谷川 真司

設立時理事 徳増 悠佑
設立時理事 小村 亜喜
設立時理事 津吉 優樹
設立時理事 毛利 洋一
設立時理事 須山 博信
設立時理事 椎名 顕子
設立時理事 小倉 大輔
設立時理事 浦田 雄一
設立時理事 衛藤 章央
設立時理事 山口 一平
設立時理事 丹下 真理
設立時理事 河野 信一
設立時理事 片岡 博幸
設立時監事 竹村 俊一
(設立時社員)

第52条 設立時社員の名称、住所及び代表者名は次のとおりである。

設立時社員 愛媛県松山市 [REDACTED]
田坂 信一
設立時社員 愛媛県新居浜市 [REDACTED]
樋口 淳一

以上、一般社団法人愛媛県ソフトテニス連盟設立のため、設立時社員の定款作成代理人である司法書士 木原 道雄は、電磁的記録である本定款を作成し、これに電子署名する。

令和 6年 4月23日

設立時社員 田坂 信一
設立時社員 樋口 淳一

上記設立時社員2名の定款作成代理人

愛媛県松山市 [REDACTED]
司法書士 木原 道雄